

廃棄物の持ち去り禁止

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

① 廃棄物の持ち去りは禁止されています

各戸の敷地やマンション等の集積所に、市の収集へ出された廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、新聞・古布などの資源物）を持ち去ることはできません。

※平成 31 年（2019 年）の条例改正により、資源物だけではなく、ごみも持ち去り禁止の対象となりました。

② 持ち去りを行わないように命令することがあります

廃棄物の持ち去りを行う者に対して、市長は持ち去りを行わないよう命令（禁止命令）することがあります。

③ 禁止命令に従わない場合には、氏名公表や罰金が科されることがあります

持ち去りの禁止命令を出したにもかかわらず、その禁止命令に従わない場合、氏名等を公表したり、20 万円以下の罰金が科されることがあります。



【お問い合わせ】 八王子市資源循環部ごみ減量対策課
電話 042-620-7256 ファックス 042-626-4506

廃棄物の持ち去り行為をなくすために、 市民の皆さんのご協力をお願いします。

1 持ち去り情報の提供

持ち去り行為を発見した場合には、日時、場所、持ち去られた廃棄物の種類、車両番号や持ち去った者の特徴などをお知らせください。

市職員による
パトロールを
強化しています。



2 持ち去り行為者に対して

廃棄物の持ち去り行為者に対して、直接注意したり、車両等を制止させたりする行為は、トラブルや危険を伴う場合があるのでおやめください。

3 廃棄物の排出時間

回収日の前日に廃棄物が出されている場合、持ち去り者のターゲットとなる場合があります。また、古紙などの紙類は燃えやすいことから、放火等の原因ともなります。廃棄物は、回収日当日の朝8時30分までに出すよう、ご協力をお願いします。